

第 1 審査会の結論

知事（以下「実施機関」という。）が「平成 15 年 9 月 22 日に契約した日下川広域河川改修工事の事業損失補償に関する以下の調査書類 事業損失に関する調査書、事業損失の発生概要調査書、事業損失補償金認定調書」（以下「本件公文書」という。）について不存在とした決定は、妥当である。

なお、実施機関が本件公文書を作成しなかったことは、県が定めた事業損失補償事務処理要綱（昭和 55 年 10 月 1 日訓第 136 号）（以下「要綱」という。）に反する事務処理であり、実施機関には、今後において、要綱に沿った適正な事務処理を行うこと又は事務処理の実態に即した要綱の速やかな見直しを行うことを要望する。

第 2 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 3 月 27 日付けで高知県情報公開条例（平成 2 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき行った本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が平成 27 年 4 月 9 日付けで行った不存在決定の取消しを求めるというものである。

なお、本件開示請求において、異議申立人は本件公文書以外に「平成 21 年 8 月 26 日に契約した 2 件の日下川広域河川改修工事の事業損失に関する以下の調査書類 事業損失に関する調査書、事業損失の発生概要調査書、事業損失補償金認定調書」の開示請求を行っており、実施機関は、当該文書については部分開示決定を行っている（当該文書を以下「部分開示決定対象文書」という。）。

第 3 実施機関の不存在決定理由等

実施機関が決定理由説明書及び意見陳述で主張している本件不存在決定理由等の主な内容は、次のように要約できる。

1 不存在決定とした理由

平成15年度に日下川広域河川改修工事に起因する損失に関して県が調査した書類には、調査対象者20名の全ての書類に、開示請求のあった書類が添付されていなかった。このため、当時の県の担当者等に聞き取りを実施したが、本件公文書が存在しない理由を特定することができず、総合的に判断した結果、平成15年9月22日付けで契約した事業損失補償においては、本件公文書を作成しなかった可能性が高いものと判断した。

2 その他

本件では、事業損失事務処理要綱（昭和55年10月1日訓第136号）（以下「要綱」という。）に定める本件公文書は存在していないが、県においては補償コンサルタントに損失等の状況を調査させ、施行した工事と発生した損失との因

果関係の認定を行うとともに、この成果の補償額が適正であることを確認して補償することとしており、本件についても同様に所管する土木事務所で補償の内容を確認していることから、その損失額の算定においては適正なものと考えている。

第4 異議申立人の主張

異議申立人が異議申立書で主張している主な内容は、次のように要約できる。本件公文書については、要綱の第6条及び第8条で作成が義務付けられているため、本件不存在決定は違法である。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

事業損失とは公共事業の施行により発生する不可避的な不利益、損失又は損害をいい、事業を施行する起業地内の損失（土地収用や建物の移転等）を除外した損失をいう。具体的には、公共事業の施行による地盤変動・騒音・振動・日照阻害等による不利益、損失又は損害をいう。事業損失における補償は、公共事業の施行と発生した損害等の間に因果関係があり、その損害が社会生活上受忍すべき範囲を超えると認められる場合に行うものとされている。

本件公文書は、平成12年度及び平成13年度に県が施行した日下川広域河川改修工事に起因する平成15年9月22日付けの事業損失（以下「本件事業損失」という。）の補償契約に係る①事業損失に関する調査書、②事業損失の発生概要調査書、③事業損失補償金認定調査書である。

①事業損失に関する調査書は、（1）事業計画、（2）事業損失に関する事前説明会・事前調査の有無及び工法上の配慮、（3）本調査に関する所長の所見及び（4）事業主管課又は用地対策課の指示事項等、②事業損失の発生概要調査書は、（1）事業損失の発生概要、（2）事業と被害との関係及び（3）工事請負業者名、③事業損失補償金認定調査書は、（1）事業損失の処理概要及び（2）概要説明図からそれぞれ構成されている。

2 本件公文書の不存在について

実施機関は、本件事業損失に関して県が調査した書類については、調査対象者20名の全ての書類に本件公文書が添付されていなかったことから、本件事業損失の調査においては、本件公文書を作成しなかった可能性が高いと主張している。

そこで、当審査会は、本来、本件公文書が添付されるべき事業損失補償の支払関係書類である「平成15年度広域基幹第3-501号日下川広域河川改修工事No.1・2」及び「平成21年度広域基幹第4-1号日下川（戸梶川）広域河川改修工事」のファイルの提出を求めて見分したが、「平成21年度広域基幹第4-1号日下川（戸梶川）広域河川改修工事」のファイルには部分開示決定

対象文書は綴られていたが、「平成 15 年度広域基幹第 3 - 501 号日下川広域河川改修工事No. 1・2」のファイルに本件公文書は見当たらなかった。

したがって、本件公文書について不存在とする実施機関の主張を認めざるを得ない。

3 要綱と事業損失補償の事務処理について

ところで、異議申立人は、要綱で本件公文書の作成が義務付けられていると主張している。

要綱は、「事業損失補償事務の統一的な運用を図る」ことを目的として制定され、土木部出先機関の長（以下「所長」という。）に対し、当該要綱の定めるところに従い、事業損失補償の事務処理にあたることを求めている。

そして、所長においては、①工事着手前に「事業損失に関する調査書」により十分な調査確認を行うこと（第 8 条第 1 項）、②主要工事の完了後、不作為により、第三者の客体物に、当該工事に起因する害を与えたことが判明した場合は、土木工事請負業者に対して要綱第 5 条の規定に基づく調査をしたのち、「事業損失の発生概要調査書」及び「事業損失補償金認定調査書」に必要事項を記載のうえ、損失補償の処理にあたること（第 6 条第 1 項）を定めている。

実施機関によれば、①通常は、本件のように、補償コンサルタントの調査書に基づいて事業損失補償の事務処理を行っており、要綱の定める事業損失に関する調査書、事業損失の発生概要調査書及び事業損失補償金認定調査書は作成していない、②本件事業損失の調査を担当した、いの土木事務所（現中央西土木事務所）も平成 15 年当時は作成していなかったが、中央西土木事務所だけは平成 21 年の部分開示決定対象文書の存在によりその後作成していたことが判明したとのことである。

要するに、実施機関において、事業損失補償の実際の事務処理と要綱に定める事務処理との齟齬が常態化していたことがうかがわれる。

こうした齟齬は、たとえ損失額の算定上問題が生じていなくても、本来、作成されるべき公文書が作成されなかったという基本的な事務処理において、不適切であると言わざるを得ない。

当審査会は、情報公開制度の適正な運用のためにも、今後、実施機関に対して要綱に沿った適正な事務処理を行うこと又は事務処理の実態に即した要綱の速やかな見直しを行うことを要望する。

第 6 結論

当審査会は、本件不存在決定について以上のとおり検討した結果、最終的には高知県公文書開示審査会規則第 4 条第 3 項の規定による多数決により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

第 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

| 年月日 | 処理内容 |
|---|-----------------------------------|
| 平成 27 年 5 月 1 日 | ・ 実施機関から諮問を受けた。 |
| 平成 27 年 5 月 18 日 | ・ 実施機関から決定理由説明書を受理した。 |
| 平成 27 年 8 月 6 日 (平成 27 年度第 1 回第一小委員会) | ・ 実施機関から意見聴取を行った。 ・ 諮問の審議を行った。 |
| 平成 27 年 9 月 4 日 (平成 27 年度第 2 回第一小委員会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 平成 27 年 10 月 20 日 (平成 27 年度第 3 回第三小委員会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 平成 27 年 11 月 20 日 (平成 27 年度第 2 回公文書開示審査 会全体会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 平成 27 年 11 月 20 日 | ・ 答申を行った。 |